

大阪府路線バス・タクシー事業者燃料費高騰対策事業補助金（タイヤ購入）交付要綱

（目的）

第1条 知事は、大阪府路線バス・タクシー事業者燃料費高騰対策事業補助金交付規則（令和4年大阪府規則第64号。以下「規則」という。）第13条に基づき、大阪府路線バス・タクシー事業者燃料費高騰対策事業補助金（タイヤ購入）の交付に関し、必要な事項を定める。

（対象タイヤ）

第2条 規則第2条第5号に定める対象タイヤは、次に掲げるものとする。

- （1）「低燃費性能」を有するもの
- （2）「ロングライフ性能（耐摩耗性）」を有するもの

2 規則第3条に定める対象タイヤの購入に要した費用は、対象タイヤの購入代金のみとする。

（補助対象事業者）

第3条 この要綱に基づく補助を申請することができる者は、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「路線バス事業」という。）を営業者（定期観光運送（道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第十条第一項第一号イに規定する定期観光運送をいう。）のみを行う者を除く。以下「路線バス事業者」という。）又は道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）を営業者（以下「タクシー事業者」という。）とする。

2 規則第2条第1号に規定する知事が別に定める日は、補助金交付申請日とする。

3 規則第2条第5号に規定する知事が別に定める期間は、令和4年7月15日から令和5年2月28日までの期間とする。

（補助金の交付の申請等）

第4条 規則第4条に定めるインターネットを利用することによる申請については、大阪府行政オンラインシステムを利用して行うものとする。

2 規則第4条ただし書きにより知事が別に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 補助金交付申請書（様式第1号）
- （2） 事業計画書（様式第2号）
- （3） 誓約・同意書（様式第3号）
- （4） 暴力団等審査情報（様式第4号）
- （5） その他、知事が必要と認める書類

3 規則第4条に定める期日は、第2項（5）に定める書類を除き、令和4年12月28日とする。ただし、郵送で行う場合は、当該期日を過ぎて提出されたものであっても当該期日以前の通信日付印が押印されているものは有効とする。

4 申請書類は返却しないものとする。

（実績報告）

第5条 規則第5条の規定による報告は、補助対象事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は令和5年3月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書兼請求書（様式第5号）を知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の実績報告には、必要書類を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第6条 知事は、規則第6条第1項又は第2項に規定する交付の決定をしたときは、予算の範囲内で、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定の通知）

第7条 規則第7条の補助金の交付の決定の通知は、事業者への補助金の入金をもって行うものとする。

- 2 知事は、規則第7条に基づき補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知は、大阪府行政オンラインシステムを利用して行うことができるものとする。

（交付の決定の取消し）

第8条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者が規則第9条に該当するとき又は本要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第4条の申請を行った者が、規則第6条の補助金の交付の決定までに当該申請を取り下げようとするときは、補助金申請取下書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（届出義務）

第10条 規則第7条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者が、規則第2条又は本要綱に定める要件を満たしていないことが明らかとなったときは、補助金交付要件欠如届出書（様式第8号）により、速やかに知事に届け出るものとする。

（取得財産等の管理及び処分制限）

第11条 事業者は、第2条第1項に定める対象タイヤについて、購入後、その保管状況を明らかにするとともに、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って使用しなければならない。

- 2 規則第8条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

（補助金の経理）

第12条 事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、かつこれらの補助対象事業に関する書類を、補助対象事業が完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（調査等）

第13条 知事は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、申請者及び交付決定を受けた者はその調査等に応じなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。